

《生公連・国会請願の目的と各項目の解説について》

生公連は、1982年、公共事業費のマイナスシーリングが続くなかで、防災事業や生活関連公共事業の拡大と建設労働者の労働条件改善をめざし、中央の6団体が参加して結成されました。

現在では、防災、生活関連、環境優先、公共住宅、下水道整備など国民の暮らしに直結した公共事業を推進し、公共施設の維持・修繕予算を大幅に増額することや、公共工事、業務委託などにおけるダンピング受注を防止し、地域建設業の経営の安定と建設分野で働く全ての労働者に対して適正な賃金・労働条件が確保されるような仕組みをつくることをめざした運動を進めています。

かつて、防災・生活関連公共事業が減少した時代に、旧全建労は建交労とともに「防災署名」を提起し、運動を進めました。生公連の結成と建設産別運動の広がりの中で、その後、国会請願「生公連署名」として毎年取り組み、国会に積み上げ、最高約120名の国会議員に紹介議員としての協力を得ました。その結果、今では国土交通省も「生活関連公共事業」と予算要求で言及するに至っています。しかしながら、実際の公共事業予算の配分は相変わらず「維持管理予算を削減」し「大規模公共事業の推進」が続けられました。

現在では、戦後急ピッチでつくられてきた構造物（社会インフラ）の更新期を一斉に迎え、国民の安全・安心を保障するためにも「老朽化対策」の重要性が叫ばれています。加えて、東日本大震災をはじめとした、地震災害、豪雨災害などから国民の生命と財産を守るため、減災・防災対策の必要性も高まってきています。まさに生公連が長年訴え続けてきた主張が、世論の主体となる状況となっています。

このような社会情勢の変化を追い風に、建設産業の維持発展とそのため国土交通行政の執行体制の拡充、法律をはじめ労働環境改善の対策等について、署名を通して、世論形成と要求の前進をめざすものです。

【請願項目】

1. 災害からの復興、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換すること

(1) 東日本大震災をはじめとする災害からの復旧・復興を最優先で行うこと。

東日本大震災や福島第一原発事故により、約19万5千人がいまだに避難生活を送るなど被災者の生活の目処が立っておらず、復興が進んでいないのが現状です。また、毎年のように全国各地で風水害等による災害が発生しており、被災者の生活再建をはじめとする災害からの復旧・復興を最優先で進めることが大切です。

(2) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。

日本は、他の先進国と比較しても、公共事業に関連する予算が大きい国ですが、その多くが、国土開発を目的とした「大規模プロジェクト」に偏重されてきました。しかし、防災

や生活道路、環境保全のための公共事業はまだ必要です。予算のあり方を見直すことで、環境に優しく、災害につよい国土を作ることができます。

(3) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行うこと。

公共施設の維持・管理を責任のない形で民間開放することは、最終的に利用者に責任を押しつけることになり、国民の安全・安心を守ることにはなりません。工事の品質は、きちんとした施工を行わなければ、確保できないことから、工事の監督や検査は責任の所在がはっきりした国や自治体の職員で行うことが必要です。

(4) 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し国民の安心安全を守り、行政機関としての責任を果たすため、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。

国民の安全・安心をまもるためには、国の出先機関にきちんと職員を配置し、地域に根づいた建設業やそこで働く建設労働者とともに、防災や維持管理を国の責任で行うことが必要です。しかし、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等では、相次ぐ定員削減により事務所・出張所などの出先機関で職員が減らされており、職員だけでは監督業務や管理業務がこなせず、業務委託に頼らざるを得ない状況です。良質な社会資本の建設・管理のためには、出先機関にこそ優先して必要な職員を確保すべきです。

(5) 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。

現在、政府が進めようとしている「地方分権」「道州制」は、国が国民に対して本来果たすべき責任を地方自治体に押しつけるものです。

これからの公共事業の中心は更新期を迎える多数の構造物を計画的、効率的に維持管理を行うことが重要です。そのための財源の確保、技術・技能の育成、継承、維持管理を行う体制の確立など、国が果たすべき責任は重大です。

憲法に保障されたすべての国民が安全・安心に全国どこでも生活できる権利を保障するためにも、国の責任として行う公共事業までも切り捨て、地方に押しつけることがあってはいけません。

(6) 災害復興及び公共事業の計画策定にあたっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次毎の再検討を原則とすること。

日本では、経済成長のため「全国総合開発計画」などにより、大型開発優先の公共事業が進められた結果、自然環境の破壊や公害が引き起こされ、国や地方の財政破綻の一因にもなっています。災害復興や公共事業において、財界・ゼネコン優先ではなく、国民本位の事業にしていくためには、住民参加型の民主的な計画策定のシステムづくりが必要で

す。

2. 公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保すること

(1) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定すること。

税金が使われる公共事業で働く労働者や下請業者に、正当な賃金や代金が支払われていない場合が多数あります。そのために、生活保護基準以下の生活を強いられている労働者が少なくなく、建設産業の疲弊にも繋がっています。労働者や下請業者に正当な賃金、代金を支払うための法律をきちんと制定し、労働者が技術力を発揮することで工事の品質も向上します。公契約は現在、具体的な条例案を作ろうとする自治体もありますが、国として法律で定め、全国どこでも同じ条件で仕事ができるようにすることが重要です。

(2) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みを作ること。

日本の建設産業には産別労働組合と経営者連合との「労働協約」がありません。つまり、「労働協約」による賃金・労働時間の基準が無いために、過度な価格競争による「ダンピング受注」が横行が「低賃金・長時間労働」などの労働条件の悪化を招き、建設労働者の技術や技能や工事の品質は低下につながっています。

建設労働者の生活を守り、技術や技能を守り工事の品質を確保するには、政府や地方自治体が最低制限価格を設定することが、当面極めて重要です。そして、元請けだけが「もうけ」を確保するのではなく、専門工事業・下請企業・資材業者に適正な支払いが出来るよう、行政の仕組みを作ることが必要です。

(3) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。

地域の中小建設業者は、地域の特性や自然環境を熟知しており、地域住民の生活に密着しているため、防災やインフラの老朽化対策において重要な役割を担っています。しかし、財界・ゼネコン主導の「選択と集中」により、公共事業が都市部中心に偏重するもとで、地域の建設業者は疲弊の一途をたどっています。

国土交通省も「建設産業の再生と発展のための施策」を掲げていますが、中小建設業者の経営安定や建設労働者の雇用を守る観点からすれば不十分であり、持続できる建設産業の再生に向けた施策の充実が求められています。

(4) 公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札・契約方式の仕組みを作ること。

公共事業の契約をめぐるのは、政・官・財の癒着構造に対する国民からの批判もあり、公平・公正や透明性が求められてきました。また、品質確保の観点などから総合評価方式の導入など、入札契約制度の改革が進められています。しかし、根本的な重層下請構造の

是正やダンピング競争防止になっておらず、そのしわ寄せは労働者賃金や資材業者に強いられています。

また、燃料や資材費の高騰なども影響し、相次いで落札の不調が続くなど、公共工事をはじめ事業の執行に影響する事態となっており、良質な公共事業を執行に向けて、適正な価格で受注できる入札・契約方式が必要です。

(5) 建設現場労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、被災者をすみやかに救済すること。

昨年、秋田で発生した建設現場での法面崩壊事故など、労働災害における建設産業の割合は依然高く、福島原発事故による汚染処理作業に関わっている労働者の健康問題も大きな社会問題になりつつあります。

また、日本に輸入されたアスベストは約1000万トンと言われ、その8割が建築材として使用されています。建築物の耐用年数・解体のピークが2020年から2040年頃と予測されていることから、撤去現場での飛散防止対策の強化が求められます。

過去・現在・未来にかかわる建設労働者と周辺住民のいのちと健康を守るうえで、建設作業現場における予防・防止対策の強化が必要です。また、すべての被害者がすみやかに救済される抜本的な施策が必要です。

(6) 建設業および建設関連業の各業種を労働者派遣法の適用対象としないこと。

2005年10月に建設雇用改善法が「改正」され、建設業団体が労働者派遣と職業紹介を行なうことができる制度が発足しました。建設業界内部の派遣事業である「就業機会確保事業」は、06年秋、第1号が宮城県で開始されました。派遣された労働者の労働条件を悪化させないこと、建設業界の外から労働者派遣会社などを参入させないこと、そのための監視と具体的措置が必要です。

(7) 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

現在、建設産業全体が疲弊しており、特に、地方部の中小建設業の倒産が相次いでいます。地震や土砂・水害などの災害復旧に真っ先に当たるのが、地場の中小建設業です。彼らの施工力が無ければ、2次3次の被害を防ぐことはできません。しかし、倒産により中小建設業がいなくなってしまうと、災害復旧にあたる人員もいなくなるのです。中小建設業が優先的に受注できるシステムをつくり経営の安定を図らなければ、住民の安全・安心も守れない事になります。官公需法を発注官庁や自治体に徹底させることも重要です。

